

今秋季に実施！ 2つの給付金

国の暫定的・臨時的な措置として、今秋季には2つの給付金を実施します。

対象と思われる方へ、9月上旬に申請書等を郵送します。



平成28年度 臨時福祉給付金 (簡素な給付措置)

所得の少ない方に対し、消費税率引上げの影響を緩和するための給付金です。

〈支給要件〉 次のいずれにも該当する方。

- ①平成28年1月1日時点で当別町に住民票がある方。
- ②平成28年度分町民税(均等割)が課税(または課税者に扶養等)されていない方。

※生活保護等を受けている方は対象となりません。

※4月から実施している高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受けた方も対象になる場合があります。

〈給付額〉

対象者1人につき **3,000円**

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

賃金の引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援するための給付金です。

〈支給要件〉 次のいずれにも該当する方。

- ①左記の平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の対象となる方。
- ②平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方。

※4月から実施している高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受けた方は対象になりません。

〈給付額〉

対象者1人につき **30,000円**

今秋季の給付金の
どちらの支給要件にも該当する方は、
2つの給付金を受け取ることが
できます。

▼申請手続き等

9月上旬に、対象と思われる方へ申請書等を郵送します。
申請期間など詳しくは、郵送される案内文書をご覧ください。

※平成28年1月2日以降に当別町へ転入された方は、前住所地での申請となります。

具体的な申請期間など詳しくは、前住所地の所在市町村へご確認ください。

※給付金の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

町や厚生労働省などから今回の給付金を支給するために、メールで手続きをお願いすることや、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

▼問合せ 厚生労働省の相談窓口 (専用ダイヤル・☎0570-037-192)

※9時～18時(平日のみ、ただし12月18日までは土日祝も開設)

臨時福祉給付金実施本部 (ゆとろ内・☎25-2667)

※8時45分～17時15分(平日のみ)